

# 平成 24 年度 第 1 回愛知県危機管理連絡調整会議 次第

日時 平成 25 年 2 月 12 日 (火)  
午後 2 時 30 分から  
場所 本庁舎 3 階 特別会議室

## 1. あいさつ

## 2. 議題

(1) 核実験実施に関する情報交換について

(2) 核実験に伴い各部局等が実施する対処事項について

## 3. その他

### 【資料】

- 1 北朝鮮による核実験に関する消防庁からの情報について
- 2 核実験に関する情報について (照会)
- 3 知事・副知事への報告について

### (参考)

- ① 愛知県危機管理連絡調整会議開催要領
- ② 危機管理事務責任者・危機管理事務推進者名簿

# 連絡

事務連絡

平成25年2月12日

各都道府県防災・危機管理担当部局長 殿

消防庁国民保護運用室長

## 北朝鮮の核実験に関する情報について

標記に関して下記のとおり報道されています。消防庁として情報を確認中です。新たな情報が入りましたら連絡します。

記

2月12日 12:11

NHKニュース

「韓国の通信社、「聯合ニュース」は先ほど、北朝鮮で人工的な揺れが観測されたと伝えました。韓国政府などは、核実験が行われた可能性があるとみて確認を急いでいます。」

# 連絡

事務連絡  
平成25年2月12日

各都道府県防災・危機管理担当部局長 殿

消防庁国民保護運用室長

## 北朝鮮の核実験に関する情報について（第2報）

本日11時59分、北朝鮮による核実験実施情報に関し、総理官邸内危機管理センターに、官邸対策室が設置されました。

また、12時45分から安全保障会議が開催される予定です。

消防庁においても、情報収集強化等の対応を行っています。

# 連絡

事務連絡  
平成25年2月12日

各都道府県防災・危機管理担当部局長 殿

消防庁国民保護運用室長

## 北朝鮮の核実験に関する情報について（第3報）

標記に関して、本日、別添のとおり気象庁が発表しましたので、お知らせします。

報道発表資料  
平成25年2月12日12時30分  
気象庁

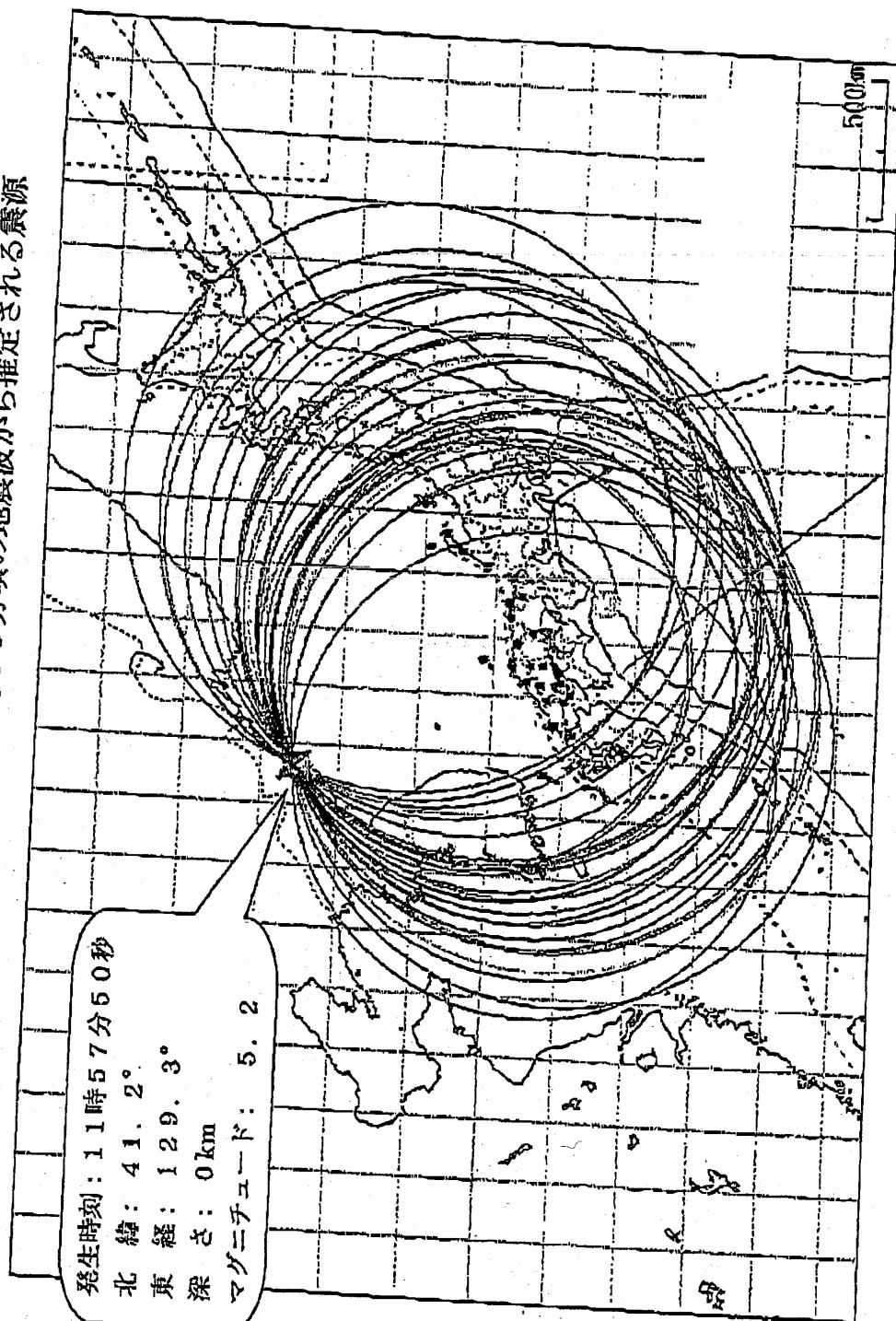
北朝鮮付近を震源とする地震波の観測について

平成25年2月12日11時59分頃（日本時間）、気象庁において北朝鮮付近を震源とする地震波を観測しました。この地震は、自然地震ではない可能性があります。

気象庁で分析したところ、震源の位置等は以下のとおりと推定されます。

|          |           |
|----------|-----------|
| 発生時刻：    | 11時57分50秒 |
| 北緯：      | 41.2°     |
| 東経：      | 129.3°    |
| 深さ：      | 0km       |
| マグニチュード： | 5.2       |

平成25年2月12日11時59分頃の地震波から推定される震源



# 連絡

事務連絡  
平成25年2月12日

各都道府県防災・危機管理担当部局長 殿

消防庁国民保護運用室長

## 北朝鮮の核実験に関する情報について（第4報）

標記に関して、本日、官邸より別添のとおり情報提供がありましたので、お知らせします。

12:13

総理指示

北朝鮮による核実験実施情報に関し、内閣総理大臣  
から以下のとおり指示がありました。

- 関係省庁においては、緊張感をもって情報収集・  
分析に努めること
- 国民に対して的確な情報提供を行うこと
- 米国、韓国、中国及びロシアを始めとする関係諸  
国と連携を図ること

## 愛知県危機管理連絡調整会議開催要領

### (目的)

第1条 危機の発生に備え、平常時からの庁内での情報を共有するとともに、危機発生時において、迅速かつ的確に対処するための、全府的な連絡調整を目的とする。

### (所掌事務)

第2条 会議は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 情報収集、分析及び部局間の情報の共有に関すること。
- (2) その他、危機管理の推進に関すること。

### (組織)

第3条 会議は、危機管理事務総括責任者及び各部局の危機管理事務責任者をもって構成する。

- 2 議長は危機管理事務総括責任者をもって充て、会議に関する業務を総括し、会議を代表する。
- 3 議長に事故等がある場合又は不在の時は、議長があらかじめ指名する構成員が、その職務を代理する。
- 4 県警察との密接な連携を図るため、議長は必要に応じ県警本部職員の出席を要請する。

### (会議)

第4条 会議は、議長が招集する。

- 2 会議は議長が主宰し、その都度必要と認めた構成員で開催する。
- 3 議長は、構成員の他必要と認める者の出席を求めることができる。
- 4 構成員は、議長に対して会議の開催を求めることができる。

### (事務局)

第5条 会議の事務局は、防災局防災危機管理課に置く。

### (雑則)

第6条 この要領で定めるもののほか、会議に関して必要な事項は議長が別に定める。

### (附則)

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

## 危機管理事務責任者・危機管理事務推進者名簿

危機管理事務統括責任者 防災局長 小林壯行

平成24年4月1日現在

| 部局名   | 危機管理事務責任者                   |        | 危機管理事務推進者  |       |
|-------|-----------------------------|--------|------------|-------|
|       | 職                           | 氏名     | 職          | 氏名    |
| 知事部局  | 知事政策局 次長                    | 平岩 昭彦  | 秘書課長       | 横井 篤史 |
|       | 総務部 次長                      | 伊藤 輝明  | 総務課長       | 加藤 慎也 |
|       | 地域振興部 次長                    | 森 銳一   | 地域政策課長     | 河隅 彰二 |
|       | 県民生活部 次長                    | 川島 肇   | 県民総務課長     | 長谷川 洋 |
|       | 防災局 次長                      | 樋口 光男  | 防災危機管理課長   | 夏目 吉昌 |
|       | 環境部 次長                      | 浅田 孝男  | 環境政策課長     | 若山 泰文 |
|       | 健康福祉部 次長                    | 篠田 信示  | 健康福祉総務課長   | 纒纒 繁延 |
|       | 産業労働部 次長                    | 杉浦 健二  | 産業労働政策課長   | 吉田 英生 |
|       | 農林水産部 次長                    | 星田 豊   | 農林政策課長     | 高橋 智保 |
|       | 建設部 次長                      | 丸山 真   | 建設企画課長     | 山田 祥文 |
| 公営企業  | 出納事務局 次長<br>兼管理課長           | 大久保 康夫 | 管理課 主幹     | 大竹 哲夫 |
|       | 企業庁 企業次長                    | 八代 一延  | 管理部総務課長    | 田中 正剛 |
| 行政委員会 | 病院事業庁 病院事業次長                | 中村 和重  | 管理課長       | 深尾 敏明 |
|       | 教育委員会 管理部長                  | 岡田 信   | 総務課長       | 杉浦 章司 |
|       | 選挙管理委員会 事務局長                | 相津 晴洋  | 局長補佐       | 杉浦 一郎 |
|       | 監査委員 事務局次長                  | 野澤 達也  | 監査第一課長     | 服部 敏晴 |
|       | 人事委員会 事務局次長<br>兼職員課長        | 川瀬 一夫  | 職員課 課長補佐   | 水野 義浩 |
|       | 労働委員会 事務局次長<br>兼総務調整課長      | 渡辺 一生  | 総務調整課 課長補佐 | 岩田 昭仁 |
|       | 収用委員会 事務局次長                 | 川本 満   | 主任主査       | 渡邊 浩行 |
|       | 海区漁業調整委員会<br>内水面漁場管理委員会 書記長 | 笠井 由昌  | 主査         | 八木 昇一 |